長久手市犬・猫マイクロチップ装着費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　長久手市犬・猫マイクロチップ装着費補助金（以下「補助金」という。）は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和４８年法律第１０５号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、市民の所有する飼い犬（以下「犬」という。）及び飼い猫（以下「猫」という。）にマイクロチップの装着を推進することにより、所有者明示の措置を講ずることに関する普及啓発を行うことを目的として、マイクロチップ装着に要する費用の一部を、予算の範囲内において交付する。交付に関しては、長久手市補助金等交付規則（昭和６０年長久手町規則第６号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象動物）

第２条　補助金の交付対象となる動物（以下「補助対象動物」という。）は、次条に規定する者が市内で飼育する法第３９条の２第２項の規定によるマイクロチップ未装着の犬（狂犬病予防法（昭和２５年法律第２４７号）第４条の規定による登録及び当該年度の同法第５条に規定する予防注射（猶予を含む。）を過去１年以内に受けたものに限る。）及び猫とする。ただし、法第１０条第１項に規定する第一種動物取扱業を営む者が営利を目的として飼養しているものを除く。また、対象となるのは、一世帯あたり補助対象動物の種別に関わらず１年度につき２頭を限度とする。

（交付の対象）

第３条　補助金の交付の対象は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

⑴　長久手市に在住する者で、補助対象動物に動物病院でマイクロチップ装着を実施し、その装着費用を支払ったもの。

⑵　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当しない者

（補助金額）

第４条　補助金の額は、マイクロチップ装着を実施した補助対象動物１頭につき、１，０００円とする。ただし、支払った装着費用の額が１，０００円を下回る場合は当該支払った額とする。

（補助金交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、マイクロチップ装着の前に、長久手市犬・猫マイクロチップ装着費補助金交付申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。また、提出時に申請者本人が確認できるものを明示しなければならない。

（補助金決定通知）

第６条　市長は、前条の申請書の提出があったときには、申請内容を審査し、適当と認めるときは長久手市犬・猫マイクロチップ装着費補助金交付決定通知書（様式第２号。以下「決定通知書」という。）にて、不適当と認めるときは長久手市犬・猫マイクロチップ装着費補助金不交付決定通知書（様式第３号）にて通知するものとする。

（決定通知書の有効期間）

第７条　決定通知書の有効期間は、交付の日から起算して３０日間とする。

（完了報告）

第８条　申請者は、補助対象動物にマイクロチップ装着を実施した日から３０日以内に、長久手市犬・猫マイクロチップ装着完了報告書（様式第４号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

⑴　装着に要した経費の領収書（原本）

⑵　環境大臣が指定した指定登録機関（公益社団法人日本獣医師会）の発行する登録証明書の写し

（補助金交付額の確定）

第９条　市長は、前条の完了報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認める場合には、長久手市犬・猫マイクロチップ装着費補助金確定通知書（様式第５号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第１０条　前条の確定通知を受けた者は、速やかに長久手市犬・猫マイクロ

チップ装着費補助金請求書（様式第６号）を、市長に提出しなければならない。

（補助金交付決定の取消し）

第１１条　市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の取消しを行うことができる。

⑴　不正の手段により補助金を受けたとき。

⑵　第９条に規定する審査の結果、不適当であると認めたとき。

⑶　補助金の交付要綱に違反したとき。

２　市長は、前項の規定に基づき、補助金の交付決定を取り消した場合は、長久　手市犬・猫マイクロチップ装着費補助金交付決定取消通知書（様式第７号）により申請者に通知するものとする。

３　市長は、第１項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助対象者に対し、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和４年６月１日から施行する。

（要綱の失効）

２　この要綱は、令和７年３月３１日限り、その効力を失う。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。